

○神戸学院大学競争的研究費等取扱規程

2014年12月18日

制定

改正 2015年4月1日

2016年2月25日

2020年1月23日

2020年4月1日

2022年1月27日

神戸学院大学競争的資金等取扱規程(2007年11月1日制定)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、神戸学院大学(以下「本学」という。)における競争的研究費等の取扱いに関して、適正な運営及び管理並びにそれらに関するコンプライアンス教育及び啓発活動に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的研究費等の運営及び管理については、関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「競争的研究費等」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型資金及びそれらが配分された学外の機関とのそれらを原資とした受託研究又は共同研究により本学に受け入れた資金をいう。

2 この規程において「不正」とは、故意又は重大な過失により競争的研究費等の適正な運営及び管理に関する関係法令、本学に競争的研究費等を配分する機関(以下「配分機関」という。)の定める規定等又は本学の諸規程に違反して、競争的研究費等を使用することをいう。

3 この規程において「部局等」とは、各学部、各研究科、全学教育推進機構及び事務部局をいう。

4 この規程において「教職員等」とは、本学の教職員その他本学内において競争的研究費等の運営及び管理に関わるすべての者(常勤・非常勤の別及び雇用契約の有無を問わない。)をいう。

5 この規程において「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、教職

員等に対し、自身が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正にあたるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。

- 6 この規程において「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学が構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動をいう。

(責任体系)

第4条 本学の競争的研究費等を適正に運営並びに管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を置く。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的研究費等の適正な運営及び管理について最終責任を負う者とし、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、競争的研究費等に係る不正防止対策の基本方針を常任理事会の議を経て策定し、教職員等に周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者をもって競争的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育及び啓発活動を実施できるように、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育及び啓発活動について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、最高管理責任者の指名する副学長1名をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、定期的に、最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、各部局等における競争的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育及び啓発活動を実施する責任と権限を持つ者とし、各部局等の長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、各部局等における次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 競争的研究費等に係る不正防止対策の実施に関すること。

- (2) 競争的研究費等に係る不正防止計画の策定及び実施に関すること。
 - (3) コンプライアンス教育の実施及び受講状況の確認に関すること。
 - (4) 啓発活動の実施に関すること。
 - (5) 競争的研究費等の適正な管理及び執行に関する管理監督及び改善指導に関すること。
- 3 コンプライアンス推進責任者が必要と認めるときは、関係する部局等間で協議のうえ、共同してコンプライアンス教育及び啓発活動を実施することができる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

(監事の役割)

第8条 学校法人神戸学院における監事は、本学の不正防止に関する内部統制の整備・運用状況及び不正防止計画が不正発生要因に対応しているかを確認し意見を述べる。

(職名の公開)

第9条 第5条、第6条及び第7条の責任者を置いたとき、又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(教職員等の責務)

第10条 教職員等は、競争的研究費等の適正な運営及び管理に当たっては、関係法令、本学の諸規程その他の規範を遵守し、高い倫理性を保持し、清廉性をもって、行うよう努めなければならない。

- 2 教職員等は、不正防止計画に沿い、不正防止に自ら取り組まなければならない。
- 3 教職員等は、コンプライアンス教育を受けるとともに、前2項に定める事項を約するため、誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。
- 4 教職員等は、第20条に定める競争的研究費等の不正に係る調査に協力しなければならない。

(不正防止計画の策定及び実施)

第11条 コンプライアンス推進責任者は、競争的研究費等を適正に運営及び管理し、又は不正を発生させる要因を把握するために、毎事業年度に不正防止計画を策定し実施しなければならない。

(報告義務)

第12条 コンプライアンス推進責任者は、毎事業年度末に当該年度の実施報告書及び次年度に向けた不正防止計画書を作成し、統括管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた統括管理責任者は、不正を発生させる要因があると認められる場合

は、本学全体に起因するものと部局等に個有するものとに分類し、報告内容を十分精査したうえで最高管理責任者に報告するものとする。

- 3 前項の報告を受けた最高管理責任者は、改善の必要があると認めたときは改善を指示し、違法行為又は不正が行われないように組織内部をまとめ、適正に運営及び管理を行うものとする。

(防止計画推進体制)

第13条 本学の競争的研究費等を適正に運営及び管理並びにコンプライアンス教育及び啓発活動の実施状況を把握及び検証し、不正防止計画を推進する組織として、最高管理責任者の下に不正防止計画推進委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 事務局長
- (3) 研究支援センター所長
- (4) 各学部及び全学教育推進機構から各1名
- (5) 総務部長、財務部長及び研究支援センター事務部長
- (6) 最高管理責任者が指名する職員 若干名

- 3 前項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 委員会は、不正防止計画の推進のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 競争的研究費等の運営・管理並びに部局におけるコンプライアンス教育及び啓発活動の実施状況に係る実態の把握・検証に関すること。
- (2) 不正防止計画の実施状況の把握・検証及び改善に関すること。
- (3) 関係部局等と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (4) 行動規範の策定等に関すること。
- (5) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

(委員会の運営)

第14条 委員会には委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を召集し議長となる。

- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員会の事務は、財務経理グループ及び研究支援グループが行う。

(内部監査体制)

第15条 内部監査室は、文部科学省の定め及び学校法人神戸学院内部監査規則に基づき、競争的研究費等の適切な運営及び管理のため次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 競争的研究費等の運営・管理及び部局におけるコンプライアンス教育及び啓発活動の取り組み状況に係る監査に関すること。

(2) 競争的研究費等の運営・管理体制及びそのモニタリング体制の検証に関すること。

2 内部監査室は、必要に応じて委員会と連携して前項の業務を行うことができる。

3 第1項第1号の監査を実施したときは、内部監査室は、その結果を報告書にまとめ理事長及び最高管理責任者に報告するものとする。ただし、不正の疑いを発見したときは、直ちに理事長及び最高管理責任者に報告しなければならない。

4 前項の報告の結果、理事長及び最高管理責任者は対応策、改善策を講ずる等の措置が必要と判断した場合、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(検収確認業務窓口の設置)

第16条 本学における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、次の各号に掲げる検収確認業務窓口を置く。

(1) 研究支援グループ

(2) 財務経理グループ

(3) 図書館グループ

(相談窓口等の設置)

第17条 本学における競争的研究費等に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、次の各号に掲げる部署をもつて組織する相談窓口を置く。

(1) 研究支援グループ

(2) 財務経理グループ

2 相談窓口は、本学における競争的研究費等に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもつて対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するように努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第18条 本学における競争的研究費等の不正に関する通報に適切に対応するため、次の各号に掲げる通報窓口を置く。

(1) 職員における窓口は、部局等内及び内部監査室に置く。

(2) 学生における窓口は、KPC学生支援グループ及びKAC学生支援グループ内に置く。

(3) 学外者における窓口は、総務グループ内に置く。

- 2 競争的研究費等の不正に関する通報を行う者(以下「通報者」という。)は、当該通報を行う際は原則顕名によるものとし、競争的研究費等の不正を行つた者の氏名又は個人若しくは団体が特定できる名称及び当該通報の客観的かつ合理的な根拠を明らかにしなければならない。
- 3 通報窓口は、匿名による通報があつたときは、前項と同様の内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限り、受け付けるものとする。
- 4 通報を受けた当該窓口の長はその内容を統括管理責任者に報告しなければならない。
- 5 前項の報告を受けた統括管理責任者は報告内容を精査したうえで最高管理責任者に報告するものとする。

(守秘義務)

第19条 相談窓口及び通報窓口の職員は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(競争的研究費等の不正に係る調査)

- 第20条 最高管理責任者は第15条による監査で不正の疑いの報告又は第18条第5項による報告があつた場合、当該報告に係る競争的研究費等の不正に関し必要な調査を行うものとする。
- 2 配分機関若しくは文部科学省や会計検査院等の外部機関による指摘、報道、本人からの申し出又はその他最高管理責任者が調査を必要と認める事由がある場合も前項と同様の調査を行うものとする。
 - 3 第1項及び第2項の調査に関し必要な事項は、別に定める。

(競争的研究費等の不正の発生要因の改善)

第21条 統括管理責任者は、必要と認めるときは、コンプライアンス推進責任者又は委員会に競争的研究費等の不正の発生要因に対する改善策を講じさせることができる。

(制裁又は懲戒等)

- 第22条 教職員等が競争的研究費等の不正を行つた場合は、本学の規定に基づき、制裁又は懲戒を行うことができる。
- 2 前項の教職員等を監督する立場の者についても前項を適用する。

(法的措置)

第23条 教職員等が競争的研究費等の不正を行つた場合は、当該教職員等に対し、本学に生じた損害を賠償させるとともに、必要に応じて民事上又は刑事上の法的措置を執ること

ができる。

(取引業者に対する措置)

第24条 競争的研究費等の不正に関与した取引業者については、別に定めるところにより、厳正な処置を行う。

(配分機関による措置への対応)

第25条 最高管理責任者は、部局等の競争的研究費等の運営、管理体制若しくは不正に対する対応に不備があつたこと又は部局等で不正が行われたことにより、配分機関から間接経費等の削減の措置を受けた場合は、当該不備があつた又は不正が行われた部局等に対し必要な措置を講じるものとする。

2 前項の措置を講じようとするときは、その措置の内容に応じて、本学の所定の諸手続を経るものとする。

3 第1項の場合において、最高管理責任者は、当該措置が不備又は不正に関与していない部局等の教職員等の研究活動の遂行並びに学生の教育研究に係る活動及び環境に影響を与えることがないように努めるものとする。

(調査結果の公表)

第26条 最高管理責任者は、不正があつたと認められたときは、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、不正に対して行つた措置の内容、調査を行つた者の氏名・所属及び調査の方法・手順を公表するものとする。ただし、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、不正に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第27条 本学及び教職員等は、競争的研究費等の不正に関し通報窓口に通報し、又は相談窓口に相談(以下「通報等」という。)をしたことを理由として、当該通報等を行つた者に対し不利益な取扱いをしてはならない。ただし、通報に関して、通報者に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的(以下「不正な目的」という。)が認められる場合は、この限りでない。

2 本学及び教職員等は、通報等があつたことを理由として、当該通報等をされた者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(不正な目的による通報に対する措置)

第28条 第20条に定める調査を行つた結果、通報対象事実が認められなかつた場合において、当該通報が不正な目的によるものであると認められるときは、通報者に対し、民事上

又は刑事上の法的措置を執ることができる。

(経理関係規程の適用)

第29条 競争的研究費等の適正な運営及び管理に当たつて、当該競争的研究費等の配分機関から本学の経理関係規程を適用するように要請のあつた場合には、当該関係規程を適用する。

(補則)

第30条 この規程に定めるもののほか、競争的研究費等の適正な運営及び管理並びにコンプライアンス教育及び啓発活動の実施に関し必要な事項は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に則り取り扱う。

(規程の改廃)

第31条 この規程の改廃は、委員会、全学研究推進委員会及び評議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2014年12月18日から施行する。

附 則(2015年4月1日)

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2016年2月25日)

この規程は、2016年2月25日から施行する。

附 則(2020年1月23日)

この規程は、2020年1月23日から施行する。

附 則(2020年4月1日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則(2022年1月27日)

この規程は、2022年1月27日から施行し、2021年11月1日から適用する。